

「三条市中小企業集団化奨励条例」 手続の流れ

2025.4

手続き	申請書・報告書・必要な書類等
① 指定の申請 【申請者から】	中小企業集団化奨励金交付対象構成員等指定申請書を提出してください。 【いつまで】 主たる家屋の建築に着手する前に（購入の場合は売買契約を締結する前に） 【添付書類】 (1) 設置する事業所の設置計画書 (2) 設置する事業所の位置図・平面図 (3) 定款 (4) （対象固定資産に係る）その他必要な書類：見積り、カタログ、売買契約書(写し)等 (5) 誓約書
② 指定適否の通知 (市から)	【指定する場合】 中小企業集団化奨励金交付対象構成員等指定書により通知します。 【指定しない場合】※奨励金の交付を受けることができません。 中小企業集団化奨励金交付対象指定申請却下決定通知書により通知します。
③ 建築工事の着手報告 (家屋の購入報告) 【指定申請者から】	中小企業集団化奨励金に係る家屋の建築工事着手報告書を提出してください。 (主たる家屋購入の場合は、その売買契約の写しのみ提出してください。報告書は不要) 【いつまで】 家屋の建築に着手したとき（家屋の売買契約を締結したとき） 【添付書類】 建築確認済証(写し)
④ 事業開始の報告 【指定申請者から】	中小企業集団化奨励金に係る構成員等の事業開始報告書を提出してください。 【いつまで】 主たる事業を開始したとき 【添付書類】※事業開始日確認のため、下記書類以外のご提出を求める場合があります (1) （報告書別紙）設置計画変更報告書 ※当初設置計画書に変更がある場合のみ (2) 建築確認検査済証(写し) (3) 土地の不動産登記簿(写し) ※土地を奨励金対象とする場合のみ (4) 家屋、土地、償却資産の固定資産税・納税状況の調査に係る承諾書
事業開始の翌年	事業開始の翌年1月1日時点において固定資産税及び都市計画税の課税が行われます。
⑤ 固定資産税等の課税(1月)	
⑥ 固定資産税等の調査 (市から：秋頃に)	奨励金算定のため対象固定資産の税額を調査いたします。 ※調査は、市役所内の帳票類に基づき、申請者に確認いたします。
事業開始の翌々年	中小企業集団化奨励金交付申請書を提出してください。
⑦ 奨励金の交付申請 【指定申請者から】	【いつまで】※市より申請手続きをご案内します。 交付を受けようとする年度の前年度1月4日から2月末日まで 【添付書類】 口座振込申込書
⑧ 納税状況の調査 (市から：4月頃に)	市税の滞納がないか納税状況を調査いたします。 ※調査は、市役所内の帳票類で実施しますが、指定申請者に確認する場合があります。
⑨ 奨励金交付適否の通知 (市から：4月末日まで)	【交付する場合】 中小企業集団化奨励金交付決定通知書により通知します。 【交付しない場合】※当該年度の奨励金の交付はありません。 中小企業集団化奨励金交付申請却下決定通知書により通知します。
⑩ 奨励金の交付 (市から：5月頃に)	中小企業集団化奨励金交付決定通知書に示した金額を指定された口座に振り込みます。 ※以降2年間、⑤～⑩の手続きを繰り返します。